

# 農地等の利用の最適化に関する指針

平成30年3月  
十島村農業委員会

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定に基づき、十島村農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

## 記

### 1 遊休農地の解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標 3ha (平成30年度目標3ha)

##### 【目標設定の考え方】

平成30年度においては、希望者への貸出しが見込まれているすべての遊休農地の解消を行い、平成31年度以降については、高齢化等により離農した農家が所有する農地を新規参入や規模拡大を見込む農家へ貸し出しを行い、荒廃防止に努めながら遊休農地の解消を目指す。

#### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ① 農業委員、農業委員会事務局職員のチーム制による農地利用状況調査と、遊休農地の所有者等に対する利用意向調査等の実施を徹底する。
- ② 従前に遊休農地と判断された農地には、耕地(不作付地)や非農地も含まれており、それらを除外するため農地パトロール(農地利用状況調査)の実施に際し、遊休農地判断の見直しを行う。
- ③ 農業委員の遊休農地の判断に偏りが生じないように、判断基準を統一するための研修会を実施する。

### 2 担い手への農地利用集積について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

認定農業者を目指す経営者へ、30年度に現在の遊休農地の全てを集積させることの他、高齢化に伴う離農者の遊休農地についても、担い手への集積を目指す。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

地域の中核的農業者が担い手(認定農業者)となれるよう、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等を担い手(認定新規就農者)として確保・育成を図り、農地の利用集積が行われやすい環境の構築に努める。

後継者のいない耕作者が権利を保有する農地の状況を把握し、将来の利用集積が計画的に進められるよう、地域と連携し話し合いを行う。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進 目標 3 農家 (平成30年度目標1農家)

【目標設定の考え方】

過去5年間の新規参入者が年平均1.5農家であり、今後遊休農地の発生防止を図る観点から、1年間に1農家の新規参入を目指し、3年後に3農家の新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

移住希望により、新規就農を検討している青年等の情報収集を行うとともに、新規参入の入り口となる就農相談等において関係機関との連携を強化し、新規就農者の確保に努める。

直売所等の設置など販路の拡大を促進し、新規参入がしやすい環境の構築を図る。

4 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標及び目標年次について、必要がある場合は状況に併せ見直しを行うものとする。